



検討会（第1回）におけるご指摘事項と それを踏まえた改定案の方向性

第2回会合 事務局資料

2025年12月

環境省 大臣官房 環境経済課



各委員・オブザーバーからのご意見（1/2）

■ 環境表示ガイドラインの位置づけ

・ 目的

- 環境表示を規制やマーケティングの枠だけで考えず、健全な市場の成長に向けた信頼の基盤となるのがあるべき姿である
- 公正な競争の確保によって安心してグリーン市場に参入ができ、より多くの環境配慮商品が世の中に出していく。供給者側の信頼性の確保の必要性の根拠をガイドラインに書くべき

・ 強制力、基準レベル

- 規制色を強めることもできるが、典型的に間違いややすいところをソフトローに例示する形もある
- 大企業の責任に資する表示の基準（グローバルスタンダード）と、中小企業の付加価値につながる表示の基準（ボトムアップ）を網羅的に取り込むとよい
- 最低限の順守の推奨とするか、さらに厳しくするかによって、第三者検証やLCAの要件も決まってくる

・ 普及啓発

- 本ガイドラインをどう普及させるかという観点も重要
- 行政も含め産業全体で、どう消費者に事実をわかりやすく啓発していくかは大事な課題
- 環境表示ガイドラインの英語版を作成すべき。日本のガイドラインに準拠していることを海外に説明しやすくなり、海外から指摘がくればブラッシュアップにもつながる

各委員・オブザーバーからのご意見（2/2）

■ 環境表示ガイドラインで対応すべき点

・ 国際基準との整合

- 日本企業が海外で訴訟されないよう、欧州や米国などの基準との整合が課題

・ 要求事項の内容、構成

- 曖昧な表現や環境主張の定義を明示することで事業者が判断しやすくなり、グリーンハッシングが抑制される
- 規範的なことだけでなく、ブラックリストやNG事例が具体的に列挙されていると、頑張っている企業にとっては励みになり、そうでない企業にとってはボトムアップにつながる
- カーボンオフセットを根拠としたカーボンニュートラルの主張、マスバランス法による主張について整理が必要

・ 実証、検証の要件

- 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能とは、不実証広告規制では、効能効果の裏付けとなる合理的な根拠を15日以内に示さなければ不当表示と見なされる。合理的な根拠の判断基準とは、①提出資料が客観的に実証されること、②表示された効果性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること
- 第三者認証／検証による確からしさの証明、サプライヤー証明の取扱い
- 最低限の順守の推奨とするか、さらに厳しくするかによって、第三者検証やLCAの要件も決まってくる【再掲】

1. 現状把握

- 本ガイドラインの認知度や、活用にあたっての課題等を洗い出し、ガイドラインの改定に活かしていく必要がある。➡企業、行政にヒアリングを行い、資料1別紙にて報告

1. 欧州グリーンウォッシュ規制について

- 認知度:
 - 不公正取引慣行指令やグリーン訴求指令案について、社内の認知度はどの程度か？
 - 規制の対象となる事業範囲や、求められる環境主張のエビデンスについて把握しているか？
- 対応状況:
 - グリーン訴求指令案が施行された場合を想定し、環境表示の検証を受ける体制やエビデンスの準備はどうか？
 - 検証を免除されるための、欧州域内の環境ラベルの取得状況は？

2. 環境表示に関する取組や要望について

- 環境表示ガイドラインの活用:
 - 「環境表示ガイドライン」の認知度と、社内の環境表示チェックでの活用状況は？
 - 活用における課題は？（例：判断基準が不明瞭、など）
- 社内チェック体制:
 - 環境表示のチェックを行う部署や法務部門との連携はどうなっているか？
 - 社内基準は明確となっているか？
- グリーンウォッシュ防止策:
 - グリーンウォッシュを防ぐために、自社で実施している具体的な取組は？（例：情報開示、第三者認証の活用など）
- 環境表示ガイドラインへの要望:
 - 環境表示ガイドラインについて見直しや強化すべき点は？
- 政府への要望:
 - 欧州グリーンウォッシュ規制への対応や、国内における環境表示の透明性向上に向け、政府への要望は？

3. その他

- 環境表示の購買行動への影響
- 環境ラベルの活用

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）



我が国企業が委縮することなくグリーン製品等を国内外に訴求できるよう、**グリーンウォッシュ対策の国際的動向にも整合した適切な環境情報の提供方法**についてご議論いただき、「環境表示ガイドライン」の改定に反映する。

〈第2回会合にてご議論いただきたい事項〉

論点

- ① 目的
- ② 強制力、基準レベル
- ③ 普及啓発
- ④ 国際基準との整合
- ⑤ 要求事項の内容、構成
- ⑥ 実証、検証の要件
- その他

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）



論点① 目的

委員意見

- 環境表示を規制やマーケティングの枠だけで考えず、健全な市場の成長に向けた信頼の基盤となるのがあるべき姿である
- 公正な競争の確保によって安心してグリーン市場に参入ができ、より多くの環境配慮商品が世の中に行く。供給者側の信頼性の確保の必要性の根拠をガイドラインに書くべき

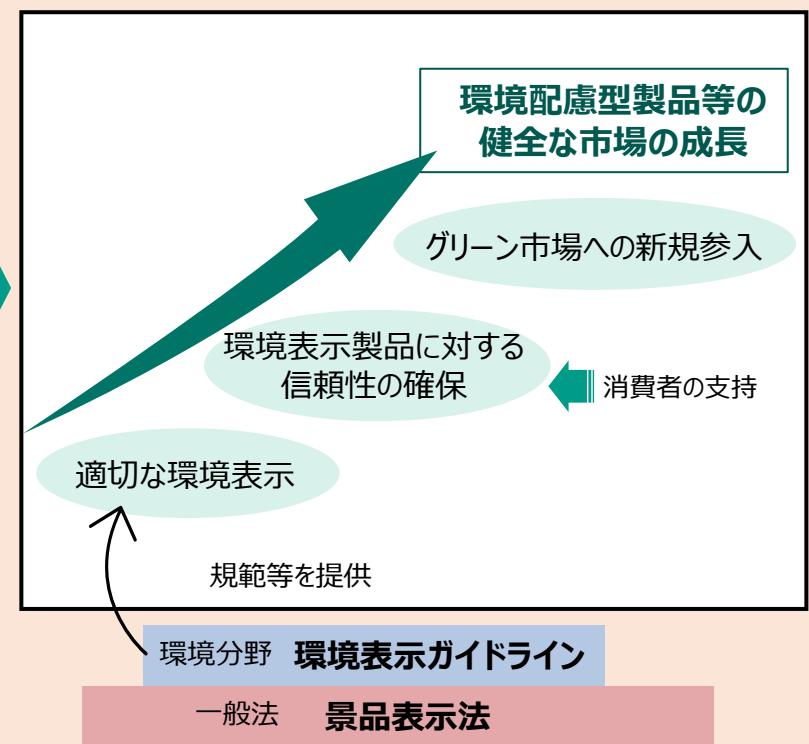
現行ガイドライン

環境表示を行う事業者及び事業者団体を主たる対象とし、併せて製品等に関して認証を行う第三者機関等にも参考となるよう、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報提供のあり方等について整理し、とりまとめたもの

環境表示を通した事業者と消費者のコミュニケーション
↓
環境配慮型製品等への需要転換
↓
循環型社会の形成

対応の方向性

- ・ 冒頭の「目的」に信頼性確保の必要性と信頼性の確保が健全な市場の成長につながる旨を追記してはどうか。（下図は適切な環境表示による市場成長のイメージ）



2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）



論点② 強制力、基準レベル

委員意見

- 規制色を強めることもあるが、典型的に間違いややすいところをソフトロード例示する形もある
- グローバルスタンダードに対応する企業や、国内市場のみを対象とする企業、環境表示のチェックを十分にできていない企業など様々な状況にある企業が網羅的に取り込めるといい
- 最低限の順守の推奨とするか、さらに厳しくするかによって、第三者検証やLCAの要件も決まってくる

現行ガイドライン

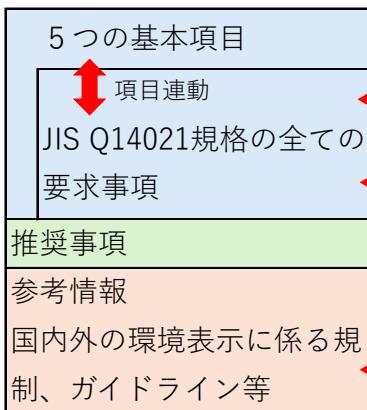
本ガイドラインは、事業規模等に関わらず、原則としてJIS Q14021規格への準拠を求めている。同規格は要求事項だけでも180以上の項目で構成されており、全ての要求事項への準拠を確認することは負荷が大きい。

特に法務などの、表示実務を担う専門部署を持たない中小事業者等にはハードルになると考えられる。

対応の方向性

- グリーンウォッシュと指摘されないためのガイドとして、できる限り具体例を提供する方針としてはどうか
- 中小事業者等が、グリーンウォッシュとみなされないように最低限守るべきポイントを直感的に把握できるようにし、確実な実践につなげてもらえるようにしてはどうか。構成の工夫やイラストで視覚的に示すことも一案。
(下図は構成イメージ)
- 第三者検証等は必須としないが、信頼性を高める一つの手段として環境表示ガイドラインに例示する。(論点⑥実証・検証にて詳細に記載)

現行ガイドラインの構成



【追加項目(案)】

あいまいな表現、使用条件がある用語を具体的に特定

グリーンウォッシュとみなされないために最低限守るべきポイントを例示

海外ガイドライン等の充実

(参考) グリーンウォッシュと指摘されにくい環境表示の例

環境表示ガイドライン【5つの基本項目】

- ① あいまいな表現や環境主張は行わない
- ② 環境主張の内容に説明文を付ける
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能
- ④ 比較主張はLCA評価、数値等により適切になされている
- ⑤ 評価及び検証のための情報へのアクセスが可能

環境表示

○×社はプラスチック削減に取り組んでいます



説明文を付
ける↓…②

比較可能で、比較
対象が明確…④

主張部分が
明確…②

従来の同製品よりもボトル（キャップ、ラ
ベル除く）のプラスチック重量を5g減らし、
再生材料を70%以上配合しました

製品又は包装中の質量比…①
* 変動する場合は「以上」としても可

環境にやさしい、グリーン
などあいまいな表現を使
用しない…①

合理的な根拠

社内体制

主張者の責任

【環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供】
…③及び⑤

評価 …国際／国内規格、産業界固有の基準等



文書化 …使用した規格又は方法、試験結果等



合理的な期間、保持

検証に必要な情報の公開（又は求めに応じ公開）

* 企業秘密を要せずに検証可能であること

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）



論点③ 普及啓発

委員意見

- 本ガイドラインをどう普及させるかという観点も重要
- 行政も含め産業全体で、どう消費者に事実をわかりやすく啓発していくかは大事な課題
- 環境表示ガイドラインの英語版を作成すべき。日本のがいドラインに準拠していることを海外に説明しやすくなり、海外から指摘がくればブラッシュアップにもつながる

現行ガイドライン

環境省ウェブサイトおよび、環境ラベル等データベース(DB)に掲載し、誰でも閲覧、入手可能としている
現行ガイドラインの英語版は作成していない

対応の方向性

- 本年度に、以下の消費者・事業者への環境表示に関する普及促進策を実施予定。
※(B)=事業者向け、(C)=消費者向け
 - 環境ラベル等DBウェブサイトの見直し (B、C)
 - 環境表示ガイドライン／信頼性確保ガイドラインのページの見直し
 - グリーンウォッシュページの新規作成
→下記の簡易チェックリスト、動画を掲載
 - セミナーの開催（都内（オンライン併用）、1回） (B)
 - 製品に付された環境表示の適切さを確認できる簡易チェックリストの作成 (C)
 - 動画作成（3分×1、30秒×3） (C)
 - HPに環境表示に関するQ&Aを掲載する (B、C)
- 本年度に、環境表示ガイドライン（英語版）を作成予定（次年度の環境省事業や、政府の外交場面での活用を想定）。
- 環境省メルマガ、SNS等による発信

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）



論点④ 國際基準との整合

委員意見

– 日本企業が海外で訴訟を起こされないよう、欧洲や米国などの基準との整合が課題

現行ガイドライン

国際規格であるISO14021への準拠を基本原則としている。

海外の環境表示（環境主張）に関するガイドライン等との整合は考慮されていない。

対応の方向性

- 欧州や米国では、グリーンウォッシュを指摘されたり、規制当局による処分や、訴訟の対象となる事例が増加。日本の環境表示ガイドラインと、海外の環境表示（環境主張）に関するガイドライン等との比較では、両者はほぼ整合。上記の状況には、日本との司法制度の違い、訴訟件数の多さ、訴訟により得られる損害賠償額の大きさなども影響していると考えられる。
EUのグリーン訴求指令案や、米国FTCグリーンガイドも改定の動きがあり、今後も環境主張に対する法規制は強化される方向と考えられる。
→訴訟事例等について、参考資料3にとりまとめています。
- 日本企業の環境コミュニケーションを委縮させないために、**海外の環境主張に関する法規制やガイドラインの最新動向、グリーンウォッシュの事例等**を把握しておく必要があるのではないか。
環境表示ガイドラインに、本年度の検討会で調査した事例を**参考情報として掲載**し、情報を充実させてはどうか。

(参考)「環境表示ガイドライン」と各国ガイドラインの比較

再掲
第1回会合資料3より



■ 「環境表示ガイドライン」と各国ガイドラインの比較※1

ガイドライン名	環境表示ガイドライン	製品の持続可能性情報の提供に関するガイドライン	グリーン・クレーム・コード	欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト第7巻(策定中)	グリーン・ウォッショ防止ガイド	グリーン広告の普及とグリーン・ウォッショ回避のための環境広告ガイド
国・機関	日本・環境省	UNEP(国連環境計画)	イギリス・競争・市場庁	カナダ・産業省競争局	フランス・環境移行庁	ペルー・全国競争保護及び知的財産権保護機関
制定年月	2013年3月(改訂)	2017年8月	2021年9月	2024年7月	2023年7月	2023年10月
原則 (要旨)	5つの基本項目	✓ あいまいな表現や環境主張は行わないこと ✓ 環境主張の内容に説明文を付けること ✓ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること ✓ 比較主張又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること ✓ 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること	✓ 主張は信頼できる根拠に基づいて構築する ✓ 消費者にとって有用な情報を提供する ✓ 消費者の情報欲求を満たし、隠蔽しない ✓ 業者が実証できる ✓ 消費者が類似製品を選択できるように支援する ✓ 消費者が情報を取りに来るのではなく、情報を届ける	✓ 明確で曖昧さがない ✓ 真実かつ正確である ✓ 情報の省略、隠蔽 ✓ 公平に比較する ✓ 情報から行動への移行を支援 ✓ 多様な方法で消費者と関わる ✓ 他者と協力し、受容性と信頼性を高める	✓ 曖昧な主張 ✓ 表現が不正確で漠然 ✓ 無害でないことを隠す、実際よりも環境配慮が高いと示唆 ✓ 実際にはない環境上の利点を視覚的に示唆 ✓ 製品と関係のない企業の環境活動等に言及 ✓ 法律上の義務や一般的な環境効果を革新的と宣伝 ✓ 偽りのラベル、保証	✓ 曖昧な主張を避ける ✓ 実際に影響を与える製品機能または革新を強調する ✓ プラス面だけでなく有害な影響も考慮する ✓ 主張が最新かつ検証可能な証拠で裏付けられる ✓ 公平な比較主張を行う ✓ 情報が不足 ✓ 証拠の入手が不可能
	上記以外の観点※2	✓ 製品ライフサイクルの全ての側面を考慮 ✓ 耐用年数内に実現する環境側面を主張 ✓ 含まれ得ない成分の不存在を主張しない ✓ 環境影響が生じる地域に関係あるものを主張(製造工程の立地含む) ✓ 「リサイクル可能」は収集の利用可否を伝達	✓ 重要な分野における主要な改善点について話す ✓ 製品のサステナビリティの全体像を示す ✓ 情報から行動への移行を支援 ✓ 多様な方法で消費者と関わる ✓ 他者と協力し、受容性と信頼性を高める	✓ 製品のライフサイクル全体を考慮する	✓ 成分に関する主張 ✓ 製造工程に関する主張 ✓ 使用後の廃棄に関する主張 ✓ 将来の環境改善の主張	

※1：本表は、日本の環境表示ガイドラインの各原則に対する、各国ガイドラインの同等の原則を同列に整理したもの。

※2：日本の環境表示ガイドラインでは原則ではなく、ISO/JIS Q 14021規格の「環境主張に係る説明文の要求事項」で網羅される。

(参考) 「環境表示ガイドライン」と各国ガイドラインの比較 【追補】アメリカのグリーンウォッシュ規制の枠組み

連邦政府 : Guides for the Use of Environmental Marketing Claims (Green Guide)

- 1992年制定、3回改定 (1996, 1998, 2012)
 - 2022年改定に向けた意見募集が行われるもの、その後の進展は不明
- <一般的な環境主張>
1. 曖昧・漠然とした主張はしてはならない
 2. 明確な根拠で立証すること
 3. 具体的でなければならない
 4. 誇張してはならない
 5. ライフサイクル全体を考慮しトレードオフを分析する

カリフォルニア州 : Environmental Marketing Claims Law (Business and Professions Code, Sections 17580 and 17580.5)

- 「再生品」「再生可能」「生分解性」「光分解性」「オゾン層に優しい」といった用語を使用する場合、FTC（米国連邦取引委員会）基準が適用されるか否かを示す文書を保持し、かつ当該用語の使用が当該基準に適合していることを証明しなければならないと規定

ニューヨーク州 : Unlawfully Deceptive Acts or Practices Regarding Environmental Marketing Claims (S841)

- 同様の法案 (S9889) が2024年に提出されたものの、2024年の会期中に成立せず廃案
- 2025年にS841として、議論中
- 環境マーケティング主張を規定する内容で、環境マーケティング主張を定義
- 違法となる欺瞞的な行為・慣行を規定（以下）するも、具体的な基準はなし
 - (a) 消費者を誤解させたり欺いたりする評判広告を行うこと。
 - (b) ネットゼロに関する虚偽、欺瞞的、または誤解を招く主張を行うこと。
 - i) すべての温室効果ガス排出量、すべての排出範囲、すべての合弁事業、子会社、および特定の製品カテゴリを含む、事業体の排出ポートフォリオとバリューチェーンの対象部分を明確に特定していない主張。
 - ii) 企業の排出削減、排出後の補償、相殺と除去の両方、および排出のダイベストメントを区別していない、または大量の相殺に依存している主張
 - iii) 企業の計画または行動によって実証されていない主張

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）



論点⑤ 要求事項の内容、構成

委員意見

- あいまいな表現や環境主張の定義を明示することで事業者が判断しやすくなり、グリーンハッキングが抑制される
- 規範的のことだけでなく、ブラックリストやNG事例が具体的に列挙されると、頑張っている企業にとっては励みになり、そうでない企業にとってはボトムアップにつながる
- カーボンオフセットを根拠としたカーボンニュートラルの主張、マスバランス方式による主張について整理が必要

現行ガイドライン

基本項目「① あいまいな表現や環境主張は行わないこと」の説明のために、『環境に安全』など7つの用語を例示している。
「② 環境主張の内容に説明文を付けること」でも、JIS Q14021 5.7特定の要求事項を分かり易く説明するために、該当事例を紹介している。
また、巻末に参考情報として環境表示に関する海外のガイドライン、自主規制等を掲載している。

カーボンニュートラルの主張（オフセットの取扱を含む）、マスバランス法には言及していない。

対応の方向性

- あいまいな表現や環境主張を明示する
 - ISO14021、EU不公正取引慣行指令、FTCグリーンガイドなどで主張を禁じている用語を特定し、全て列挙する。
環境に安全、環境にやさしい、地球にやさしい…
 - ISO 14021「7. 選定された主張に対する特定の要求事項」で、解釈や使用する際の条件等が定義されている16 の用語を全て列挙し、規格の準拠を促す。
堆肥化可能、リサイクル可能、リサイクル材料含有率…
- ISO14021:202X委員会原案では、フットプリント、カーボンニュートラル、持続可能性の宣言、循環性の記述などは**規格の適用範囲外**であり、ISO14021に準拠した自己宣言の環境宣言として使用することはできず、それぞれ他のISO規格でカバーされる予定。
- 環境省では**カーボンオフセットガイドライン**を策定しており、「**自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではない**」「**適切な情報提供を行う必要がある**」等を示しているため、コラムとして解説してはどうか。
- EU不公正取引慣行指令では温室効果ガスの排出を相殺することをプラスの影響等をもたらすと主張することは、いかなる状況においても**不公正取引**とされている。本ガイドラインでも、「**参考情報**」に追記してはどうか。

(参考) 各国ガイドライン等であいまいな表現として例示されている用語

環境表示ガイドライン ISO14021	アメリカ連邦取引委員会 (FTC) グリーンガイド ^{注1}	不公正取引慣行指令 ^{注2}	UNEP製品の持続可能性情報の提供に関するガイドライン	イギリス競争・市場庁 グリーン・クレーム・コード
環境に安全			環境に安全	
環境にやさしい	環境にやさしい	環境にやさしい	環境に優しい	環境に優しい
地球にやさしい				
無公害			無毒	
グリーン	(より) グリーン	グリーン	グリーン	
自然にやさしい		自然の友		
オゾンにやさしい				
持続可能	持続可能		持続可能な	持続可能
○○を含まない	～不使用		汚染物質フリー	
* 天然（由来）			天然	
* 責任ある調達			倫理的に正しい選択	
上記以外	エコスマート、エコフレンドリー	エコフレンドリー、エコロジカル、環境に正しい、気候にやさしい、カーボンフレンドリー	エコ、環境に良い、カーボンフレンドリー、クリーン、ゼロエミッション	エコ

*はISO14021:202X委員会原案で追加された用語

注1：FTCグリーンガイドは、有機、持続可能、自然には対応しないことが明記されている。

注2：不公正取引慣行指令には例示はないが、同指令の改正を規定した「不公正取引慣行に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のために消費者をエンパワーすることに関する指令（2024/825）」の前文に例示されている

(参考) 各国ガイドライン等で解釈や使用条件が定義されている用語

環境表示ガイドライン ISO14021:1999/ Amd.1:2011	アメリカ連邦取引委員会 (FTC) グリーンガイド	不公正取引慣行指令	UNEP製品の持続可能性情 報の提供に関するガイドライン	イギリス競争・市場庁 グリーン・クレーム・コード
コンポスト化可能	堆肥化可能	(定義なし)	(定義なし)	堆肥化可能
分解可能				
解体容易設計				
長寿命化製品				
回収エネルギー				
リサイクル可能	リサイクル可能			リサイクル可能
リサイクル材料含有率	再生材含有			
省エネルギー				
省資源				
節水				
再使用可能及び詰替え可能				
廃棄物削減				
再生可能材料	再生可能材料			
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー			
持続可能				持続可能
温室効果ガス排出				
* 回収された材料				
* 低炭素エネルギー				
* バイオベース				
* 修理可能性				
* 分解可能				
* 生分解性	分解性			生分解性
上記以外	非毒性、オゾンセーフおよび オゾンフレンドリー、カーボン オフセット			エコ、環境に優しい、オー ガニック、グリーン

* はISO14021:202X委員会原案で追加された用語

注) FTCグリーンガイドは、有機、持続可能、自然には対応しないことが明記されている。

(参考) カーボンニュートラル宣言におけるカーボンオフセットの取扱例

環境省カーボン・オフセット ガイドライン Ver.3.0 令和6年3月6日改訂 平成27年3月31日施行



第一部 2. カーボン・オフセットに取り組むまでの留意点

- (1) カーボン・オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- (2) カーボン・オフセットが、**自ら排出削減を行わないこととの正当化に利用されるべきではないこと**
- (3) カーボン・オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・除去の確実性・永続性の確保及び排出削減・除去量が一定の精度で算定される必要があること
- (4) カーボン・オフセットに用いられるクレジットを創出するプロジェクトの二重登録・実現された削減・除去量に対するクレジットの二重発行及び同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを回避する必要があること
- (5) カーボン・オフセットの取組について**適切な情報提供を行う**必要があること
- (6) オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること
（「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）－第4版－（環境省）」より）

企業としてのネットゼロの主張

例1) IWA 42:2022 ネットゼロガイドライン

国際標準化機構（ISO）と国連のRace to Zeroなど国際的なイニシアチブが協働で策定し、2022年11月に公開した、組織がネットゼロ目標を設定し、具体的な取り組みを行うための国際的な指針。

10 残余排出の相殺

10.1 一般事項ネット・ゼロを達成し維持するためには、組織は、バリュー・チェーン内または除去に基づくオフセット及びクレジットなど、質の高い除去への投資によってのみ、**残留排出量を相殺すべきである。**

ISO 14068-1:2023 気候変動マネジメント –ネットゼロへの移行– 第1部：カーボンニュートラリティ

用語と定義

「Carbon neutral」：

一定の期間において、カーボン・フットプリントがGHG排出削減またはGHG除去強化により減少し、もしGHG排出量がゼロ以上の場合は、オフセット(offsetting)によって相殺された状態。

注1：オフセットに使用されるカーボン・クレジットは、特定の要件（11章に規定）を満たし、かつカーボン・ニュートラル経営計画に沿ってGHG排出削減およびGHG除去強化が行われた後にのみ使用される。

注2：一定の期間とは、組織の場合は有限の年数、製品の場合はライフサイクル全体または一部である。



排出削減努力をしたうえで、どうしても減らせない温室効果ガス排出量を、カーボンオフセットによって相殺することが優先されている。

例2) SBTi 企業ネットゼロ基準 バージョン 1.0

パリ協定が求める基準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標。

炭素クレジット：炭素クレジットの使用については、企業の短期SBT目標の達成に向けた排出削減量としてカウントしてはなりません(must not)。炭素クレジットは、**残留排出量を中和するための選択肢（C28参照）、またはSBT目標を超える追加的な気候変動緩和のための資金提供（R10参照）としてのみ、考慮することができます。**

GHGを90%削減したうえで、残余排出量に対しては吸収のクレジットを使うことで「ネットゼロ」を称することができるときとされ、削減のクレジットは使用が認められていない

(参考) 各国ガイドライン等におけるカーボンニュートラル・カーボンオフセットの取扱例

米国FTCグリーンガイド

§ 260.5 カーボンオフセット

- (a) カーボンオフセットは複雑であるため、販売者は、主張された排出量削減を適切に定量化し、同じ削減量を二重に販売していないことを保証するために、有能で信頼できる科学的および会計的手法を採用すべきです。
- (b) カーボンオフセットがすでに発生した排出量削減または近い将来に発生する排出量削減を表していると、直接的または暗示的に誤って表明することは欺瞞的です。欺瞞を避けるために、マーケターは、カーボンオフセットが2年以上先にしか発生しない排出量削減を表す場合は、その旨を明確かつ目立つように開示すべきです。
- (c) 排出量削減またはその原因となる活動が法律で義務付けられていた場合、カーボンオフセットが排出量削減を表すと、直接的または暗示的に主張することは欺瞞的です。

EU不公正取引慣行指令

いかなる状況においても不公正とみなされる取引方法のリスト(関係個所のみ抜粋)

- ・**温室効果ガスの排出を相殺することに基づいて、製品が温室効果ガスの排出に関して環境に中立的、削減的、またはプラスの影響をもたらすと主張すること。**

EUグリーン訴求指令修正案(一般的アプローチ)

消費者がカーボンクレジットの使用及びその効果について十分に情報を得られるようにしなければならない。

(e) 明示的な環境主張がオフセット主張であり、事業者が温室効果ガス排出に関して環境に中立的、削減された、または正の影響を持つと主張している場合、評価は次のことも行う必要がある。

- (i) 事業者が、指令2013/34/EUに定められた持続可能性報告基準に従ってネットゼロ目標を設定しており、その目標を達成するための脱炭素化の道筋にあることを示すこと。
- (ii) 特定の期間における温室効果ガス排出量の割合を開示し、カーボンクレジットを使用してバランスを取ること。

イギリス 競争・市場庁 グリーン・クレーム・コード

製品の製造やサービスの提供で発生する炭素排出量を積極的に削減しているか(及び削減の程度)、または**カーボンクレジットによって排出量を相殺しているかについて、正確な情報を含めること。**

オフセットを行う場合、使用しているスキームに関する情報を提供すること(客観的に検証が可能で、認められた基準と測定に基づくこと)。

カナダ 産業省競争局 欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト－第7巻(策定中)

温室効果ガス排出量を削減するために化石燃料の使用を段階的に廃止するといった場合、化石燃料の消費を同等かそれ以上の割合で継続しつつ、**カーボンクレジットの購入で相殺することは懸念を引き起こす可能性**がある。

ペルー 全国競争保護及び知的財産権保護機関「グリーン広告」の普及と「グリーン・ウォッシュ」の回避のための環境広告ガイド

クレジットの販売者は、主張する排出削減量を適切に定量化し、同じ削減量を複数回販売しないようにするために、堅牢で科学に基づいた方法論を使用しなければならない。

クレジットの購入者は、実際には相殺しているにも関わらず、炭素排出量を削減したと主張してはならない。

「カーボンニュートラル」に関する曖昧または不正確な発言を避けるために、企業は外部の独立した機関を通じて、温室効果ガス排出オフセットの取得を保証しなければならない。

注) 各国ガイドライン等のうち、カーボンニュートラル宣言におけるカーボンオフセットの取扱について言及されている事例を抜粋して掲載

(参考) マスバランス方式の検討状況

環境省「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」

プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方

令和6年9月 環境省



バイオプラスチックや再生プラスチックの利用をマスバランス方式を用いて行う場合には、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、以下の3要素を満たすことが必要。

① 環境効果の把握

マスバランス方式を採用する前提として、そもそもバイオプラスチックや再生プラスチックを利用することによる環境負荷低減の効果（環境価値）を、LCA等の専門家とも相談しながら適切に把握すること。

② 環境価値の適正な管理

サプライチェーン上の環境価値のインプット・アウトプットを、必要に応じてサードパーティによる評価・認証も活用しながら、適正に管理すること。

③ 適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた適切な表示・コミュニケーションを行うこと。

令和4年度から有識者・専門家等で構成されるマスバランス方式に関する研究会・検討会でプラスチック資源循環におけるマスバランス方式に係る課題等について議論。研究会・検討会における議論を踏まえ、2024年9月26日に公表。

海外における主な検討状況

ISO14021 : 202X 委員会原案

リサイクル材料含有率（Recycled content）の表記に、マスバランス方式による割り当てを認めるかが議論されている。

海外における主な検討状況（続き）

ISO/DIS 13662: Chain of custody - Mass balance - Requirements and guidelines

マスバランスモデルを、マスバランスシステム内のある原料または製品のフローに適用するための要求事項を規定。

7月8日にISO/TC 308/WG 2のオンライン会議で、引き続きDISの議論が行われ、FDIS（最終国際規格案）へ進むことが決定しており、国際標準化に向けた最終段階にある。

ISO/WD 14077 Environmental management — Life cycle assessment — Requirements and guidelines for application of Chain of Custody (CoC) approaches in Life Cycle Assessment (LCA)

製品および組織の製品ポートフォリオ（関連する環境、社会、経済の側面を含む）のライフサイクルアセスメント（LCA）および関連する管理システムとツールの分野がスコープ。現在、ISO/TC 207/SC5で検討されており、ワーキングドラフト（WD）2が公表されている。

EU使い捨てプラスチック（SUP）指令

飲料ボトルについて、2025年以降はPETボトルの再生プラスチック含有率が平均で25%以上、2030年以降は平均で30%以上となるようにすることを規定。

2025年7月8日～8月19日に、ケミカルリサイクル材及びマスバランス方式の再生材含有率算定方法に関する規則についてパブリックコメントが行われた。

草案では、マスバランス方式を新たに導入し、リサイクルプラスチックの計算に使用することや、その適用と制限（異なる施設間での配分は許可されないなど）が盛り込まれている。

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）

論点⑥ 実証、検証の要件

委員意見

- 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能とは、不実証広告規制では、効能効果の裏付けとなる合理的な根拠を15日以内に示さなければ不当表示と見なされる。合理的な根拠の判断基準とは、①提出資料が客観的に実証されること、②表示された効果性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること
- 第三者認証／検証による確からしさの証明、サプライヤー証明の取扱い
- 最低限の順守の推奨とするか、さらに厳しくするかによって、第三者検証やLCAの要件も決まってくる【再掲】

現行ガイドライン

本ガイドラインの原則であるJIS Q14021では、環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供について規定している。第三者認証／検証については言及されていない。

評価手段の準備と文書化

優先順位

国際規格→国際的に受入可能で承認された規格→ピアレビューされた産業界又は通商上の方法
主張者が制定する方法は、6.の規定を満たし、ピアレビューが可能な方法

情報アクセスの確保

対応の方向性

- ・ 主張を裏付ける合理的な根拠の判断基準の要件を不実証広告ガイドラインを参考に、コラムに【参考】として追記はどうか。
- ・ 第三者認証／検証を活用することで、事業者等が自ら合理的な根拠を整える負荷が軽減され、グリーンハッキングの抑止にも役立つと考えられる。JIS Q14021で規定されている「環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供」の信頼性を高めるため、コラムに【参考】として、第三者認証／検証が活用できることを追記はどうか。



(参考) 各国ガイドライン等における第三者認証／検証の取扱例



	環境主張の根拠の要件	認証／検証の取扱
米国FTC グリーンガイド	科学的証拠は、資格を有する者によって客観的な方法で実施・評価され、正確かつ信頼できる結果が得られると認められる試験、分析、調査、または研究	言及されていない
EU 不公正取引慣行指令	持続可能性ラベルスキームの要件遵守に関するモニタリングは、スキーム所有者と事業者双方から独立し、能力が確保された第三者によって国際的、EUまたは国家的な基準および手順に基づいて実施	言及されていない
EU グリーン訴求指令修正案(一般的アプローチ)	広く認識された科学的証拠に基づき、正確な情報を使用し、規則(EU)第1025/2012号の第2条第1項の方法及び国際基準を考慮	環境主張は、加盟国の第三者機関による事前の検証が必須要件 ※加盟国で承認または検証済の タイプI 環境ラベルを取得していれば検証が免除
イギリス競争・市場庁 グリーン・クレーム・コード	言及されていない	証拠が独立した精査(scrutiny)を受けることで、主張の根拠が堅牢であることの保証に役立つとしている。また、証拠の公開により、主張が誤解を招く可能性は低くなるとしている。
UNEP 製品の持続可能性情報の提供に関するガイドライン	証拠（関連する科学分野で一般的に受け入れられている方法）があり、主張と一致するように適用	第三者検証はガイドラインの必須要件ではないが、最も信頼できる選択肢
カナダ 産業省競争局 欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト 第7巻 (策定中)	主張を裏付けるテストを主張の公表前に完了	言及されていない
ペルー 全国競争保護及び知的財産権保護機関「グリーン広告」の普及と「グリーン・ウォッシュ」の回避のための環境広告ガイド	裏付けが、最新かつ検証可能なデータと一致	言及されていない

【参考】信頼性確保ガイドライン

- 信頼性確保ガイドライン（平成23年2月策定 平成26年3月改定）は、グリーン購入法基本方針に定める基準（判断の基準）への適合の確認を行うための原則・手順等について整理。
- 本ガイドラインではJIS Q 17050規格を参考に、製造事業者がグリーン購入法の「判断の基準」への適合の確認とこれに基づく「判断の基準」への適合の表示を適切に行うための原則、手順等を定めている。
- 規定の要求事項が満たされていることの実証を「適合性評価」といい、JIS Q 17050規格で詳細を規定している。

○製造事業者・輸入事業者に求められる取組

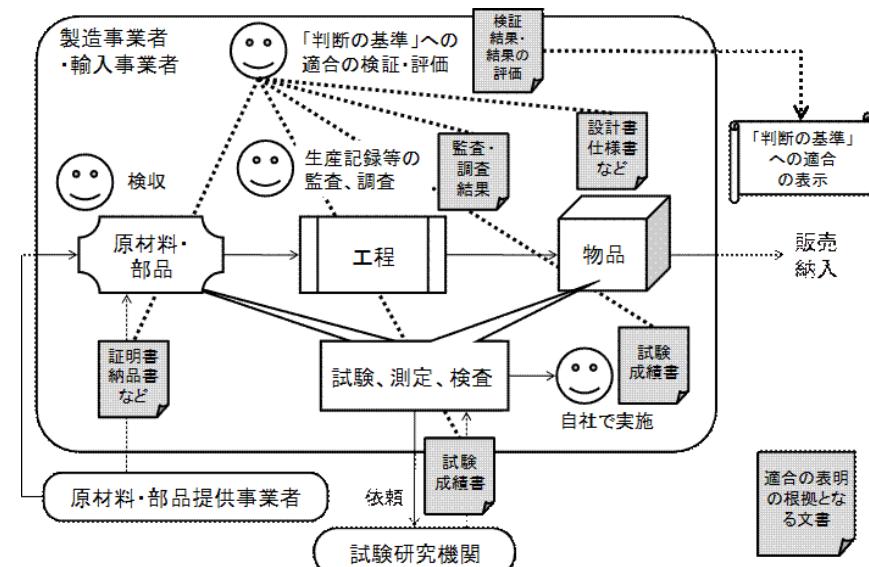
→「判断の基準」への適合確認と文書化

「判断の基準」への適合を確認するとともに、表示のト
レーサビリティを確保できるよう結果等の根拠資料を作成
し、一定の期間保存しておかなければならぬ。

○販売事業者に求められる取組

→販売事業者は自らが取り扱う物品等が「判断の基準」
に適合することを確認

- ①製造事業者・輸入事業者が行う「判断の基準」への
適合の表示の確認
- ②製造事業者・輸入事業者による「判断基準」への適
合の表示の根拠の検証
- ③製品テスト等による「判断基準」への適合の検証等



「判断の基準」への適合の確認と文書化の作業イメージ

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）

その他 ①

課題

– 日本の環境表示ガイドラインと各国のガイドライン等は、環境表示をチェックするための観点は概ね共通しているが、ISO14021にも規定されている「**ライフサイクルの考慮**」*が、環境表示ガイドラインの【5つの基本項目】には含まれていない。

EU不公正取引慣行指令の不公正な取引慣行のリストにも「**製品の特定の側面または事業の特定の活動のみに関係しているにもかかわらず、製品または事業の全体について環境主張を行うこと**」が追加されている。

* 以下のガイドラインにも「**ライフサイクルの考慮**」が規定されている。

米国FTCグリーンガイド
英国グリーンクレームコード
UNEPガイドライン

現行ガイドライン

本ガイドラインの5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のため情報にアクセスが可能であること



- 「**ライフサイクル全体を考慮する**」は、**基本項目②**にJIS Q14021 5.7の1項目として包含されているが、現状では読者から注目されにくい状態にあると考えられる。

対応の方向性

- ライフサイクル全体を考慮しない場合、不適切な環境表示に陥りやすいと考えられる。海外市場に製品・サービス等を上市する事業者等にとっても重要な観点であることから、「**製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮すること**」を基本項目に追加（格上げ）してはどうか。
- 基本項目③と⑤は相互に関連するため、一項目に統合してはどうか。

《改定案》

本ガイドラインの5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 製品の**ライフサイクル全体を考慮する**（プラス面だけでなく重大なマイナスの影響はないか）
- ④ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること
- ⑤ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること

2. 環境表示ガイドライン 現状課題と改定の方向性（案）

その他 ②

課題

- 日本の環境表示ガイドラインと各国のガイドライン等は、環境表示をチェックするための観点は概ね共通している。ただし、EUの不公正取引慣行指令の**不公正な取引慣行のリスト**に追加された行為について、環境表示ガイドラインで一部、未対応の観点がある。

現行ガイドライン

本ガイドラインの5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のため情報にアクセスが可能であること



- 認証制度に基づかない、または公的機関によって確立されていない自主的な持続可能性ラベルを表示すること
☞ 未対応
- 製品または事業者が優れた環境性能を実証できないにもかかわらず、一般的で曖昧な環境性能に関する主張（「エコ」や「グリーン」等）を行うこと
☞ 基本項目①に包含
- 製品の特定の側面または事業の特定の活動のみに関係しているにもかかわらず、製品または事業の全体について環境主張を行うこと
☞ 基本項目②に包含（再掲）

(続き)

- 温室効果ガスの排出を相殺することに基づいて、製品が温室効果ガスの排出に関して環境に中立的、削減的、またはプラスの影響をもたらすと主張すること
☞ 未対応（再掲）
- 製品分野内の全ての製品に法律で課せられている要件を、事業者が提供する際立った特徴として提示すること

☞ 基本項目②の解説に例示

対応の方向性

- 「認証制度に基づかない、または公的機関によって確立されていない自主的な持続可能性ラベル」= 旧タイプⅡラベルの表示は多くの国内事業者等が実施しているため、日本国内では問題がない場合でも、EU域内では不公正取引となってしまうことを参考情報に記載してはどうか。
- このほか、EUの不公正取引慣行指令の「不公正な取引慣行のリスト」に追加された行為については、表示内容が不十分な場合、EU域内では不公正取引とみなされる可能性があることを参考情報に記載してはどうか。

